

# 荒川(下流域)流域治水協議会 規約変更の報告

規約変更に関して幹事会(R3.1.14及びR3.2.16)にて説明し、書面で変更協議を行った。  
全ての機関から同意をいただき、R3.1.21付け及びR3.2.24付けで規約を変更した。

## ○変更の概要

流域での対策をより充実させていくため、関係機関の連携強化のために以下の機関が新たに加入する。

### 水田、農業ため池等の活用のための追加機関

農林水産省北陸農政局(R3.1.21変更)

荒川沿岸土地改良区(R3.2.24変更)

### 森林保全等の治山対策と砂防事業の連携のための追加機関


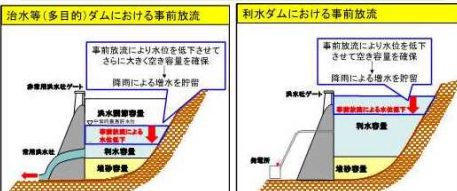
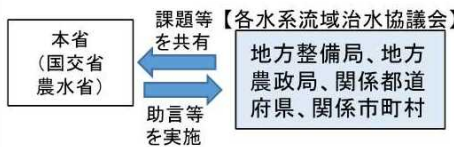


林野庁関東森林管理局下越森林管理署村上支署(R3.2.24変更)

国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所(R3.1.21変更)

(国研)森林研究・整備機構森林整備センター新潟水源林整備事務所(R3.1.21変更)

## 流域治水における施策の充実に向けた関係省庁との連携状況

- 河川管理者等が主体となって行う治水事業等これまで以上に充実・強化することに加え、あらゆる関係者の協働により流域全体で治水対策に取り組むことが重要。
- このため、流域で行う治水対策の充実に向けて、利水ダム等の既設ダムによる「事前放流」の抜本的な拡大【農林水産省・経済産業省(資源エネルギー庁)・厚生労働省と連携】、森林保全等の治山対策と砂防事業の連携【林野庁との連携】を行い、流域治水を推進していく。

「事前放流」の抜本的な拡大 【農林水産省・経済産業省(資源エネルギー庁)・厚生労働省と連携】	水田や農業用ため池の活用 【農林水産省と連携】	森林保全等の治山対策との連携 【林野庁と連携】
<p>【治水協定の締結、事前放流の運用開始】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発電、農業、水道など水利用を目的とする利水ダムを含めた全てのダムが対象。</li> <li>○ ダムに洪水を貯める機能を強化するための基本方針を策定(令和元年12月)</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 治水協定の締結 ダムのある1級水系(99水系) ダムのある2級水系のうち(86水系)</li> <li>○ 令和2年の出水期から事前放流を実施</li> </ul> 	<p>【国交省・農水省それぞれから関係市町村へ以下を通知】※令和2年10月1日に通知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方農政局の協議会への参画</li> <li>○ 活用先行事例とその支援策の情報提供</li> <li>○ 「流域治水プロジェクト」の取組の推進</li> <li>○ 水田や農業用ため池の治水効果の評価の実施、更なる運用の改善</li> </ul>  <p>課題等を共有 助言等を実施</p> <p>【各水系流域治水協議会】 地方整備局、地方農政局、関係都道府県、関係市町村</p> <p>○ 田んぼダムに取り組む水田</p>  <p>雨水貯留量UP 専用の堰板</p>	<p>【砂防部と林野庁関係課による連携調整会議の実施(9/24)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 双方で今後の取組について情報提供し認識を共有</li> <li>○ これまで調整会議などで図ってきた連携を、今後さらに強化することを確認</li> <li>○ 具体箇所や新たな連携方策について意見交換</li> </ul> <p>連携イメージ</p> <p>【治山】上流域の荒廃森林を整備し、流木の発生源対策を実施</p> <p>【砂防】下流域(保全対象直上)に砂防堰堤などを整備し、土砂や流木の流出による直接的な被害を防止</p>  <p>治山作業による整備</p>

# 変更前

# 変更後

(事務局)  
第8条 協議会等の事務局は、国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所調査課に置く。

(雑則)  
第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)  
第10条 本規約は、令和2年9月24日から施行する。

(事務局)  
第8条 協議会等の事務局は、国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所調査課に置く。

(雑則)  
第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)  
第10条 本規約は、令和2年9月24日から施行する。

令和3年1月21日 北陸農政局地方参事官、北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター新潟水源林整備事務所長を加盟、幹事に北陸農政局農村振興部設計課長、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター新潟水源林整備事務所主幹、北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所調査課長を加盟。

別表1及び別表2を改正

令和3年2月24日 関東森林管理局下越森林管理署村上支署長、荒川沿岸土地改良区理事長を加盟、幹事に関東森林管理局越森林管理署村上支署総括治山技術官、荒川沿岸土地改良区荒川頭首工管理所長を加盟。

別表1及び別表2を改正

# 変更前

# 変更後

別表1 協議会構成員

機関名	構成員名
北陸地方整備局 羽越河川国道事務所	所長
新潟県 村土地域振興局 地域整備部	部長
〃 〃 農林振興部	部長
新潟県 新発田地域振興局 地域整備部	部長
村上市	市長
胎内市	市長
関川村	村長
荒川水力電気(株)関川事業所	代表取締役
赤芝水力発電(株)	所長
東北電力(株)新潟発電技術センター	所長

別表2 幹事会構成員

機関名	構成員名
北陸地方整備局 羽越河川国道事務所	副所長
新潟県 村土地域振興局 地域整備部	治水・港湾課長
〃 〃 農林振興部	農村計画課長
新潟県 新発田地域振興局 地域整備部	計画調整課長
村上市	建設課長
〃 〃	上下水道課長
〃 〃	建設課長
〃 〃	農林水産課長
胎内市	総務課長
〃 〃	上下水道課長
〃 〃	地域整備課長
〃 〃	農林水産課長
関川村	総務政策課長
〃 〃	建設課長
〃 〃	農林課長
荒川水力電気(株) 関川事業所	副所長
赤芝水力発電(株) 赤芝発電所	所長
東北電力(株)新潟発電技術センター	土木課長

別表1 協議会構成員

機関名	構成員名
北陸農政局	地方参事官
関東森林管理局 下越森林管理署 村上支署	支署長
北陸地方整備局 羽越河川国道事務所	所長
〃 〃 飯豊山系砂防事務所	所長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 新潟水源林整備事務所	所長
新潟県 村土地域振興局 地域整備部	部長
〃 〃 農林振興部	部長
新潟県 新発田地域振興局 地域整備部	部長
村上市	市長
胎内市	市長
関川村	村長
荒川水力電気(株)関川事業所	所長
赤芝水力発電(株)	代表取締役
東北電力(株)新潟発電技術センター	所長
荒川沿岸土地改良区	理事長

別表2 幹事会構成員

機関名	構成員名
北陸農政局 農村振興部	設計課長
関東森林管理局 下越森林管理署 村上支署	総括治山技術官
北陸地方整備局 羽越河川国道事務所	副所長
〃 〃 飯豊山系砂防事務所	調査課長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 新潟水源林整備事務所	主幹
新潟県 村土地域振興局 地域整備部	治水・港湾課長
〃 〃 農林振興部	農村計画課長
新潟県 新発田地域振興局 地域整備部	計画調整課長
村上市	総務課長
〃 〃	上下水道課長
〃 〃	建設課長
〃 〃	農林水産課長
胎内市	総務課長
〃 〃	上下水道課長
〃 〃	地域整備課長
〃 〃	農林水産課長
関川村	総務政策課長
〃 〃	建設課長
〃 〃	農林課長
荒川水力電気(株) 関川事業所	副所長
赤芝水力発電(株) 赤芝発電所	所長
東北電力(株)新潟発電技術センター	土木課長
荒川沿岸土地改良区	荒川頭首工管理所長